

令和2年4月20日

野木町農業委員会第34回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第34回総会 会議録

1. 開催日時 令和2年4月20日(月)午前10時招集
2. 開催場所 野木町文化会館 小ホール
3. 出席委員 9名  
    会長 5番 黒 須 市 郎  
    会長職務代理者 1番 田 村 良 実  
    委 員 2番 柿 沼 誠 3番 古 澤 清一郎  
          4番 舘 野 アサ子 6番 岡 村 徳 一  
          7番 鈴 木 誠 8番 鈴 木 正 義  
          9番 冨 岡 光 一
4. 事務局職員 猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件  
    議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
    議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
    議案第3号 農用地利用集積計画の策定について

## 「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 館野アサ子委員を指名した。書記には、手島主任を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号について説明。  
（1件目）  
南赤塚 1筆 1, 223㎡ 登記簿・現況ともに 田  
譲渡人 A 氏  
譲受人 B 氏  
権利の移転 所有権移転  
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大を図るため
- 議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。
- 7番委員 4月10日午前9時より6番委員、地元推進委員と現地調査をした。  
立会人はB氏の妻である。A氏は現在老人ホームに滞在している。B氏は農家をしている。A氏とB氏は兄弟であり、今回の申請地はA氏が相続により取得した農地であり、農家でないA氏に代わり当時からB氏が耕作していたが、この度B氏に譲渡することとなった。  
農地利用計画書の、現在の農地等の利用状況について、畑とあるが書き間違いで、ほぼ水稲だけとのこと。農業従事者はB氏と妻、別居の息子と一緒に農業を行う。現地の状況はきれいに耕されている。
- 議 長 質疑はないか諮った。
- 9番委員 6ページの農地利用計画書に日付が入っていない。
- 事 務 局 後日入れていただくようにします。
- 9番委員 譲受人は高齢だが、農地を買うことはできるのか。

- 事務局 ご本人が農家をやるとのことでの申請であり、実際にできるのかの確認はしておりません。
- 6番委員 将来的には息子が継いでいくと聞いているので、問題ないと思われる。
- 議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 1番委員 調査委員のとおりです。
- 議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第1号1件目について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号2件目について、事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号について説明。  
(2件目)  
野木 2筆 5,782㎡ 登記簿・現況ともに 田  
譲渡人 C氏  
譲受人 D氏  
権利の移転 所有権移転  
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大を図るため
- 議長 野木地区担当調査員の報告を求めた。
- 3番委員 4月15日午前10時から2番委員と地元推進委員と現地調査をおこなった。立会人はD氏の代理人である。  
本申請は、野木3の農家であるD氏が野木4の農家のC氏の所有土地を売買により所有権を取得し、農業経営規模拡大を図るための申請である。現況田とあるが、枯れ草があり中には木も生えている。ただ、くろのようなものは確認でき、杭は一部のみ確認できた。売買時に測量を行うかは未定。代理人にはこのまま放置したり、何か持ち込んだりすることが無いよう、農地としてしっかり管理するよう申し入れた。
- 議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 9番委員 4月11日午前10時調査を行った。譲受人のD氏は建設関係の仕事をしている。申請地は毎年農地パトロールで耕作放棄地が問題となっ

ている所であり、果樹を植えきちんと管理してもらえば良いのではないか。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第1号2件目について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第2号について説明。  
野 木 1筆 319㎡の内196.81㎡  
登記簿・現況ともに 田  
譲渡人 E 氏  
譲受人 株式会社 F  
事由の概要 通信事業用無線基地局の設備設置の建設機械及び運搬用車両置場

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

1 番 委 員 4月13日午前10時から8番委員と地元推進委員、事務局と現地調査を行った。立会人はE氏。  
申請地を通信基地の資材置場・トラックの搬入路には鉄板を敷く。E氏は73歳、息子夫婦と同居。夫の死亡後農業はほとんどやっていない。

議 長 質疑はないか諮った。

9 番 委 員 通常通信アンテナの転用の際は、現地調査に譲受人の代理人か関係者が説明に来るが、今回は譲渡人の立ち合いである。本来は譲受人が説明すべきではないか。

事 務 局 事務局から代理人に依頼したが、代理人が千葉と遠方であり、来られないとの回答だったため、譲渡人に依頼した。

9 番 委 員 このような前例は無いため、今回は許可せず、継続審議として会社が後日説明に来てから許可すべきではないか。

議 長 Fは何度か役場に書類の関係で来ており、現場は事務局とFで確認は

している、今回はどうしても日程が合わないため譲渡人に立ち合いをお願いした経緯がある。

8 番委員 9 番委員の言うことも尤もだが、議長の説明した通りであるため、説明を省きます。

9 番委員 継続審議では駄目なのか。

事務局 公共の電波のため、公共性も高い、一時転用の内容です。

2 番委員 この件については、継続とし説明を受けるべき。

6 番委員 工事を行うにあたり、施工計画書を確認できれば、公共性も高いものであり、許可して良いのではないか。

事務局 電波塔を建てるにあたり、KDD I 株式会社から事業計画書が提出されている。それでよろしければお配りします。

6 番委員 事業計画を確認できれば、会社のためでなく、利用者のためでもあるので許可してあげてよいのでは。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

9 番委員 4 月 11 日午前 9 時に現地確認を行った。工事を行う譲受人が説明に来ないのが納得できない。許可が遅れても継続審議とすべき。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第 2 号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(4 名挙手) 継続審議に賛成の委員の挙手を求めた。(4 名挙手)

事務局 4 対 4 のため、議長により決定いただくこととなります。

3 番委員 この案件については事務局で確認をして、それを議長の判断で許可とするか、継続審議とするかを決めてもらえばいいのではないか。現在コロナウイルスの感染予防でなるべく人を集めないようにしている状況であり、議長判断としてもらえればと思う。

8 番委員 3 番委員の提案があったが、個人の意見だが、私も議長の判断で決め

てもらいたいと思う。

議長 長 暫時休憩を宣言した。

議長 長 再開を宣言。

電波塔という公共性が高いものであり、また工事のための一時転用でもある。また、事務局の確認によれば譲受人が必ず立ち会わなければならないものではない。今回許可して、都合が付き次第農業委員と確認してもらうことでどうでしょうか。(意義なしの声)

議案第2号について許可することを告げた。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の策定について、事務局の報告を求めた。

事務局 (1件目)

更新 川 田 5筆 4, 133㎡ 現況 畑

設定する者 G 氏

設定を受ける者 H 氏

期間 令和2年5月1日から令和5年4月30日

利用権の種類 賃借権

借賃 10aあたり米30kg

借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(2件目)

新規 南赤塚 1筆 1, 240㎡ 現況 田

設定する者 I 氏

設定を受ける者 J 氏

期間 令和2年5月1日から令和4年3月31日

利用権の種類 賃借権

借賃 維持管理費 電気料

借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(3件目)

新規 丸 林 1筆 1, 309㎡ 現況 田

設定する者 K 氏

設定を受ける者 L 氏

期間 令和2年5月1日から令和5年3月31日

利用権の種類 使用貸借権

(4件目)

更新 南赤塚 3筆 12,420㎡ 現況 畑及び田  
設定する者 M氏  
設定を受ける者 N氏  
期間 令和2年5月1日から令和12年4月30日  
利用権の種類 使用貸借権

(5件目)

更新 佐川野 4筆 5,906㎡ 現況 田  
設定する者 O氏  
設定を受ける者 P氏  
期間 令和2年5月1日から令和12年4月30日  
利用権の種類 使用貸借権

(6件目)

新規 川田 4筆 2,833㎡ 現況 田  
設定する者 Q氏  
設定を受ける者 R氏  
期間 令和2年5月1日から令和5年4月30日  
利用権の種類 賃借権  
借賃 10aあたり10,000円  
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑が無いため、議案第5号について決議することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め承認することを告げた。  
次に、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第1号について説明。  
丸林 2筆 461㎡ 現況 田  
譲渡人 S氏  
譲受人 T氏  
事由の概要 宅地分譲  
移転の内容 売買による所有権移転

議長 この案件は調査不要のため報告のみと告げた。次に、報告第2号農地法

第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第2号について説明。  
南赤塚 1筆 401㎡ 現況 田  
中谷 2筆 2,226㎡ 現況 田  
計 3筆 2,627㎡  
賃貸人 U氏  
賃借人 V氏  
解約理由 賃貸人の都合による  
合意解約日 令和2年3月16日

議長 この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第3号、報告第1号から第2号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局 2019年農業委員会活動記録簿の提出について  
農地の売買について  
野木町男女共同参画審議会委員の推薦について  
農業委員会緊急連絡網  
令和元年度農地利用最適化交付金に伴う報酬上乗せ額の支払について  
農業委員会事務局職員歓送迎会について  
野木町農業委員会研修旅行積立金清算報告について

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)  
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。  
(午後0時15分)